

競売適格証明願について（お知らせ）

競売適格証明願の受付は、特殊事案となりますので毎月8日前後に行われる総会予定日の2日前までとします。適格証明願の提出をご希望の方は、下記添付書類を各関係機関より取得し、農業委員会へご相談ください。

記

競売適格証明願に必要な書類等

農地法第3条第1項（耕作）目的の場合

競売物件の全部事項証明書（法務局より取得 1筆700円）

期間入札の公告（裁判所より取得）

未払金等の情報（裁判所より取得）

※ 競売物件には土地改良区、水利組合等への未払金がある場合があります。それについての情報も裁判所にて取得できます。

農地法第5条第1項（転用）目的の場合

3条第1項目的に必要な書類等に加えて

競売物件の公図（法務局より取得 1部500円）

物件の案内図（住宅地図等）

建物等の配置図、平面図、立面図

事業計画書（農業委員会に様式有り）

被害防除等の計画（農業委員会に様式有り）

土地改良区意見書

農地転用同意書（隣接地が農地、抵当権が設定されている場合）

法人の場合

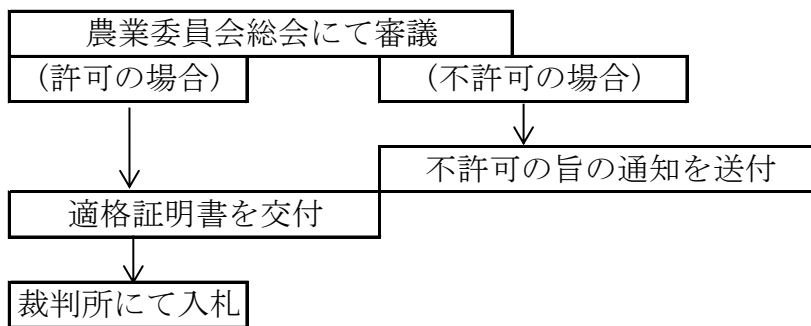
履歴事情証明書

定款の写し

適格証明願受付から入札までの流れ

適格証明願提出（関係書類を取得し、総会予定日の2日前まで農業委員会へ申請）

書類審査（適格証明願提出時に審査）



3条	落札した場合は、裁判所より期間入札調書を取得し農業委員会へ所有権移転（農地法第3条）の申請。申請時に書類審査を行い、問題無ければ許可書を交付。
5条	落札した場合は、裁判所より期間入札調書を取得し農業委員会へ転用（農地法第5条）の申請。申請時に書類審査を行い、問題無ければ秋田県常任会議員会議へ諮問。その後許可書交付。（不許可の場合はその旨の通知）

※ 登記申請等の手続きにつきましては、物件落札時に裁判所から説明があると思われませんが、事前に聞き取りすることをお勧めします。